号

外

(里)

平

成二十五年

四

月

日

次

目

則

規

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

報

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ー<sup>ペ</sup>ラ

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会 委員長

廣

瀬

英

=

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

同 同

同

六 六 二

岐阜県人事委員会規則第三号

七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

同

八

職員の任用に関する規則 (昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号) の一部を次の

同

ように改正する。 別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「ざふ清流国体推進局長」を削り、「振興局

長」を 「振興局長 情報科学芸術大学院大学事務局長」

に改め、同項本庁次長の欄中「次長」を

次長 岐阜地域総括監

「危機管理副統括監

に改め、「国

農業技監

に、「危機管理副統括監」を

清流の国づくり局長」

「職員研修所長

体報道監」を削り、「職員研修所長」を 県税事務所長(岐阜県税事務所長及び西濃県

税事務所長に限る。)」 に改め、「情報科学芸術大学院大学事務局長」を削り、「岐阜及

び」を「岐阜農林事務所長及び」に、「岐阜、大垣、可茂」を「岐阜土木事務所長、大 垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長」に改め、同項本庁課長の欄

発行  (1)

岐 阜

県 公 報

号 外

毎週

(金曜日)

平成二十五年四月一日

監

「競馬監督監

に

技術指導監 鳥獣害対策監.

県民生活相談センター 長 岐阜地域環境室長

「総務事務センター 長

に、「危機管理指導監」を「危

機管理企画監」 に、「施設改革企画監」を「財産活用企画監」に、 岐阜地域産業労働室長 「消費生活対策監」を

「地域企画監 イベント・コンベンション企画監」 に改め、「地球温暖化対策監」を削り、「少子化対

「保健企画監

管理監

「総括管理監

を 「少子化対策企画監 消費生活対策監」 ĺĆ 児童虐待対策監

策企画監」

「保健企画監

を 障害福祉基盤整備企画

児童虐待対策監

地域スポー ツ振興監

「競馬監督監

を 販売戦略企画監 技術指導監

家畜防疫対策監 に

「リニア推進対策監」を

リ ニ

鳥獣害対策監

全国育樹祭企画監」

ア推進対策監 物地震対策推進企画監」 ĺĆ 「県営水道経営企画監」 を

岐

「県営水道経営企画監

に改め、

「学校連携企画監」、「地域対策監」、「施設調整企画監」、「交通対策監」及び「式典運営 水資源企画監

企画監」を削り、 「出納審査監」 を 「出納審査監 地域出納審査監」 に、「振興局課長(振興局の事

務所の課長 (振興課長を除く。) を除く。)」を 県税事務所副所長 「振興局課長 (振興局の事務所の課長 (振

興課長及び福祉課長を除く。) を除く。) ′ に改め、「県民生活相談センター課長」を削り、

「保健所 (保健所の事務所を除く。) 課長」を 「保健所(保健所の事務所を除く。)課長 岐阜地域福祉事務所福祉課長

「衛生専門学校総務課長

も相談センター 家庭支援第一課長」 「衞生専門学校総務課長」を 知的障害者更生相談所相談判定課長」 を「中央子ども相談センター総務課長」 に、「中央子ど に、「産業

> 技術センター 総務課長」 農業大学校副校長 を「工業技術研究所企画調整課長」 に、「農業大学校副校長」

を 中央家畜保健衛生所総務課長. に、「岐阜土木事務所施設管理課長」を「岐阜土木

事務所施設管理課長及び大垣土木事務所施設管理課長」に改め、同項課長補佐の欄中 「東部広域水道事務所中津川浄水場長」を削り、同表教育委員会の項本庁課長の欄中

を 管理監 「社会教育対策監 スポー ツ振興企画監

に

を「総括管理監」に、「社会教育対策監」

改める。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「交通捜査対策官」を 「交通捜査対策 災害対策室長

に改め、「警衛対策官」を削る。

別表医療職

の表知事の項主任医長の欄中「児童発達支援センター長」を「希望が丘

学園児童発達支援センター長」に改める。

衛生所病性鑑定監」に改め、同項副部長の欄中「(岐阜家畜保健衛生所を除く。)」を削 別表医療職口の表知事の項部長の欄中「岐阜家畜保健衛生所課長」を「中央家畜保健

別表医療職団の表知事の項看護部長の欄中「衛生専門学校長」 を 「衛生専門学校長 衛生専門学校副校

튽 に改め、同項上席看護師長の欄中「衞生専門学校副校長」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

る規則をここに公布する。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 英

| 岐阜県人事委員会規則第四号

正する規則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改

岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年

六号」に改める。 第十三条中「平成十二年岐阜県規則第百六十五号」を「平成十八年岐阜県規則第四十

第二十九条の二の五中「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 次に掲げるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

1 国又は地方公共団体

コ 独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局

報

号又は第九条の四各号に掲げる法人に国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各

**二 イから八までに掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの** 

よる休職から復職した職員」を、「当該復帰」の下に「又は復職」を加える。第二十九条の二の七中「復帰した職員」の下に「又は分限条例第二条第一項の規定に

規定による休職から復職した職員」を、「当該復帰」の下に「又は復職」を加える。(第二十九条の九の九第二号中「復帰した職員」の下に「又は分限条例第二条第一項の)

え、「当該復帰」を「当該復帰等」に改め、同項第七号中「復帰」を「復帰等」に改めえ、「当該復帰」を「当該復帰等」に改め、可の規定による休職から復職したこと(以下この項において「復帰等」という。)」を加第二十九条の十七第二項第六号中「復帰したこと」の下に「又は分限条例第二条第一

までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。「及びホ」を「からへまで」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項から第十一項第三十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項の表第十五号二及びホの業務の項中

四十円とする。
11 条例第二十条第一項第二十五号の人事委員会が定める額は、勤務一回につき千二百

3)

第三十七条第二項中「に規定する」を「の」に、「職員とは」を「職員は」に改め、

同項に次の二号を加える。「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「満たない者」を「満たない職員」に改め、

- 特別支援学級に直接従事することを本務とする職員 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級を担当し、当該
- 別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員四、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百四十条に規定する特

- 法第十二条の規定による犬等の死体の引取り業務
- | 法第十三条の犬の検診及び予防注射の業務
- 二 法第十四条に規定する犬等の病性鑑定のための措置の業務

三号の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。第三十八条の二第三項中「第二十条第四項第二号に規定する」を「第二十条第四項第

鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。) とする。(昭和二十六年法律第百六十六号) 第二条に規定する家畜伝染病 (口蹄疫、高病原性3 条例第二十条第四項第二号の人事委員会が定める家畜伝染病は、家畜伝染病予防法

該額にその百分の百に相当する額を加算した額)とする。 ハ十円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当4 条例第二十条第四項第二号の人事委員会が定める額は、従事した日一日につき三百

め、「首席検視官」の下に「及び検視官」を加える。(第三十八条の四第四項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改

**「振興局」の下に「、岐阜地域福祉事務所」を加える。地域福祉事務所」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同項第二号中地域福祉事務所」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は、岐阜** 

項中「第二十条第十二項第三号に規定する」を「第二十条第十二項第二号の」に、「もを「同号の」に、「業務とは」を「業務は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三を「第二十条第十二項第一号の」に、「ものとは」を「ものは」に、「同号に規定する」第三十八条の十第一項を削り、同条第二項中「第二十条第十二項第二号に規定する」

4 ( )

に、「残留有害物検査等」を「残留有害物質検査等」に改め、 条第四項第三号」に改める。 第四十一条中「の各号」を削り、同条第二号中「第二十条第四項第二号」を「第二十 を 「ものは」 ĺĆ 「同号に規定する」を 「同号の」 ĺĆ 同項を同条第二項とする。 「業務とは」

を

「業務は」

を「派遣」に改める。 **遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、同条第三項中「災害派遣」** 第四十八条の十四第一項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派

総合的に支援するための法律」に改める。 第六十九条の五第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を

別表第一保健所の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、 同項中

結核菌その他の病原体を直接取り扱う病理細菌技術職 (人事委員会の定める者に限る。

を

(3)

(4)会の定める者に限る。 診療放射線業務に従事する診療放射線技師(人事委員

(4)(3)(2)獣医師成二年法律第七十号)第十五条の検査の業務に従事する成二年法律第七十号)第十五条の検査の業務に従事する は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平 る獣医師 犬病予防法第三条第一項の狂犬病予防員の業務に従事す 第百五号) 第三十五条に規定する犬の引取り業務又は狂 と畜場法 結核菌その他の病原体を直接取り扱う病理細菌技術職 動物の愛護及び管理に関する法律 (人事委員会の定める者に限る。 (昭和二十八年法律第百十四号) 第十四条又 (昭和四十八年法律 ては 一) のにあつ 定めるも 委員会が に改め、

岐

同表身体障害者更生相談所の項を削り、同表希望が丘学園の項中「保母」を「保育士」 及び「規定による」を削り、「二 (」を「二・五 (」に、「一」を 「、一・二五」に改め、 特別支援学校の項を削る 表食肉衞生検査所の項中「(昭和二十八年法律第百十四号)」、「 (平成二年法律第七十号)」 同表健康福祉部障害福祉課の項、土木事務所の項、小学校及び中学校の項及び

別表第一の三知事の部本庁の項中「、国体報道監」及び「、ぎふ清流国体推進局長」

括監、 災情報企画監」を加え、「、防災情報企画監」及び「、航空指導管理監」を削り、「職員 所の項中 地域出納審査監」を加え、「航空管理監、主幹」を「主幹」に改め、同部振興局の項中 調整企画監、式典運営企画監」を「水資源企画監」に改め、「出納審査監」の下に「、 対策監」の下に「、建築物地震対策推進企画監」を加え、「検査監、地域対策監、施設 監」を、「鳥獣害対策監」の下に「、技術総括監、 ツ振興監」を加え、「、技術総括監」を削り、「農業研究企画監」の下に「、検査監」を、 暖化対策監」を削り、「少子化対策企画監」の下に「、消費生活対策監」を、「保健企画 生活対策監」を「地域企画監、イベント・コンベンション企画監」に改め、「、地球温 健康管理監」の下に「、財産活用企画監」を加え、「、施設改革企画監」を削り、「消費 加え、「、学校連携企画監」を削り、「室長総括管理監」の下に「、危機管理企画監、防 を削り、「次長、 に改め、同部県税事務所の項中「所長」の下に「、副所長」を加え、同部自動車税事務 「競馬監督監」の下に「、販売戦略企画監」を、「技術指導監」の下に「、家畜防疫対策 **監」の下に「、障害福祉基盤整備企画監」を、「児童虐待対策監」の下に「、地域スポー** 長」に改め、「、秘書広報総括監」を削り、「危機管理副統括監」の下に「、岐阜地域総 **「振興課長」の下に「及び福祉課長」を加え、同部歴史資料館の項中「四種」を「二種」** 農業技監」を、「総務事務センター長」の下に「、県民生活相談センター長」 観光交流推進局長」を「次長、 清流の国づくり局長、 全国育樹祭企画監」を、「リニア推進 観光交流推進局

管理監	所長	所長	
四種	<b>_</b>	種	
- に 改 め、		 を	

同部県民生活相談センターの

同

項を削り、 同部保健所の項の次に次のように加える。

務所岐阜地域福祉事		
福祉課長	所長	
<b>元</b>	四種	

マ 別表第一の三知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中 主幹」を削り、同部衞生専門学校の項中「課長」を「副校長、課長」に改め、同部

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) の施行の日から この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条の十四第一項の改正規定は、

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長

廣

瀬

英

=

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 岐阜県職員等旅費条例施行規則 (昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号) の一部

に改め、同条に次のただし書を加える。 第十八条の二中「旅行をする」を「旅行する」に、「掲げる基準」を「定める基準」

ただし、宿泊料として支給することができる総額は、 宿泊料定額の十分の十三に相当

給することができる」の下に「ものとする」を加え、同号ただし書を削る。 とき。」に改め、同条第二号中「場合には、前号イ」を「場合 前号イ」に改め、「を支 する額を超えることができない。 第十八第一号中「ときには、当該」を「とき 当該」 に、「超える場合」を「超える

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英

=

岐阜県人事委員会規則第六号

7 )

号

## 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

を次のように改正する 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号) の一部

「、県民生活相談センター長」を加え、「危機管理指導監」を「危機管理企画監」 次に次のように加える。 下に「及び福祉課長」を加え、同表県税事務所の項中「所長」の下に「、副所長」を加 対策推進企画監」を、「県営水道経営企画監」の下に「、水資源企画監」を加え、「、学 **「出納審査監」の下に「、地域出納審査監」を加え、同表振興局の項中「振興課長」の** 校連携企画監、地域対策監、施設調整企画監、交通対策監、式典運営企画監」を削り、 に「、販売戦略企画監」を、「技術指導監」の下に「、家畜防疫対策監」を、「鳥獣害対 **ント・コンベンション企画監」に改め、「、地球温暖化対策監」を削り、「少子化対策企** 「施設改革企画監」を「財産活用企画監」に、「消費生活対策監」を「地域企画監、 長」の下に「、岐阜地域総括監、清流の国づくり局長」を、「危機管理副統括監」の下 別表第二本庁の項中 「、ぎふ清流国体推進局長」及び 「、国体報道監」を削り、 「、農業技監」を加え、「、原子力防災室長」を削り、「総務事務センター長」の下に **同表自動車税事務所の項中「所長」の下に「、管理監」を加え、同表保健所の項の** の下に「、全国育樹祭企画監」を、「リニア推進対策監」の下に「、建築物地震 を、「児童虐待対策監」の下に「、地域スポーツ振興監」を、「競馬監督監」の下 の下に「、消費生活対策監」を、「保健企画監」の下に「、障害福祉基盤整備企 イベ に 次

## 

岐

項中「保健衞生課長 (岐阜家畜保健衞生所に限る。)」を「病性鑑定監、総務課長」に改 同表知的障害者更生相談所の項中「所長」の下に「、課長」を加え、同表東部広域水道 相談センターの項を削り、同表衞生専門学校の項中「校長」の下に「、副校長」を加え、 土木事務所」を「道路維持課長 (岐阜土木事務所道路維持課長」に改め、同表県民生活 土木事務所施設管理課長及び大垣土木事務所施設管理課長」に、「道路維持課長(岐阜 め、同表土木事務所の項中「施設管理課長(岐阜土木事務所」を「施設管理課長(岐阜 改め、同表農林事務所の項中「課長」の下に「、主幹」を加え、同表家畜保健衞生所の 事務所の項中 「、管理監」を削る 別表第二子ども相談センターの項中「管理監、家庭支援第一課長」を「総務課長」に

> 「、主幹」を加え、同表美術館の部中「部長」 スポーツ振興企画監、管理監、主幹」を加え、 「岐阜県立特殊教育学校管理規則」を「岐阜県立特別支援学校管理規則」に改める。 別表第三事務局の部本庁の項中「、管理監」 同部教育事務所の項中「、課長」の下に の下に「、主幹」を加え、同表備考中 を削り、「社会教育対策監」の下に「、

この規則は、公布の日から施行する。

をここに公布する 岐阜県職員初任給、 昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長

廣

瀬

英

=

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する

岐阜県人事委員会規則第七号

事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人

ずつ繰り下げ、附則第十七項の次に次の一項を加える 附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第十八項から附則第二十一項までを一項

(平成二十六年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十六年 中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十五年十二月三十一日」と、第 九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十五 について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは 「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号 「平成二十六年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十五年 | 月一日 (以下「基準日」という。) 前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、 月一日」と読み替えるものとする。 第六項から第十一項までの規定は、平成二十六年一月一日における一般職員の昇給

この規則は、 公布の日から施行する。

ここに公布する。 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

英

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規

委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

別表条例第二条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中

「財団法人岐阜県イベント・スポーツ

に財団法人岐阜県スポー ツ振興事業 振興事業団(昭和五十三年五月一日

団という名称で設立された法人をい

岐

財団法人岐阜県教育文化財団 (平成 を

公益財団法人岐阜県教育文化財団

に

いつ。

財保護センターという名称で設立さ 二年四月一日に財団法人岐阜県文化 公益財団法人岐阜県建設研究センタ

れた法人をいう。)

財団法人岐阜県建設研究センター

岐阜県建設技術センターという名称 (昭和四十五年四月一日に財団法人

で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県浄水事業公社(平成

水事業公社という名称で設立された 一年九月二十日に財団法人岐阜県浄

委員長 廣 瀬

岐阜県住宅供給公社

称で設立された法人をいう。)

ンター(平成三年四月一日に財団法

人花の都ぎふ推進センター という名

財団法人花の都ざふ花と緑の推進セ

人をいう。)

体育協会という名称で設立された法 七年七月二十四日に財団法人岐阜県

め、同表条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中 岐阜県道路公社

「社団法人木曾三川水源造成公社(昭

(平成十四年岐阜県人事

和四十四年一月二十三日に社団法人 木曾三川水源造成公社という名称で

設立された法人をいう。)

連盟という名称で設立された法人を 六月二十五日に社団法人岐阜県観光 社団法人岐阜県観光連盟 (平成四年

をいう。) 社団法人岐阜県森林公社 (昭和四十 業公社という名称で設立された法人 一年十一月一日に社団法人岐阜県林

財団法人セラミックパーク美濃 (平 れた法人をいう。) 成十一年三月二十六日に財団法人セ 県畜産開発公社という名称で設立さ 十八年四月二十八日に社団法人岐阜 社団法人岐阜県農畜産公社 (昭和四

ラミックパーク美濃という名称で設

を 公益財団法人岐阜県産業経済振興セ

財団法人岐阜県体育協会(昭和四十

法人をいう。

岐阜県住宅供給公社 公益財団法人岐阜県浄水事業公社 に改

「公益社団法人木曽三川水源造成公社 公益社団法人岐阜県森林公社 般社団法人岐阜県農畜産公社 般社団法人岐阜県観光連盟

公益財団法人セラミックパーク美濃

般社団法人地方税電子化協議会

に

平成二十五年四月一日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐

阜 文 芸 社